

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年12月1日（平成29年（行情）諮問第467号）

答申日：平成30年7月26日（平成30年度（行情）答申第193号）

事件名：特定法人に係るコンテンツ海外展開等促進事業費補助金の基金事業計画に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定法人から提出された「コンテンツ海外展開等促進事業費補助金」（J-LOP）に係る基金事業計画，基金事業計画変更の申請及び経済産業省の承認に関する全ての文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，以下の文書1ないし文書3（以下「本件対象文書」という。）を特定し，一部開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

文書1 コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の交付決定について（20130311財情第3号）

文書2 コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流用の承認について（20140130財情第1号）

文書3 コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の事業費の他の区分への流用の承認について（20140701財情第3号）

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成29年8月26日付け20170626公開経第6号により経済産業大臣（以下「経済産業大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，文書の再特定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

原処分においては，処分庁による文書の隠蔽又は全ての文書を開示していない疑いがあるため，審査を求めるものである。

文書2の中の「コンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業計画変更承認申請書」の中の「その他の実施業務」には「④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施（別紙）」と記載されている。また，添付資料「コンテンツ海外展開等促進事業計画書新旧対照表」にも「④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施（別

紙)」と記載されている。

文書2には、手書きで「別紙」と書かれた文書と、それとは別の「別紙」という文書が含まれているが、いずれの「別紙」とも文書の内容を見ると、「基金事業計画変更」又は「事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施（以下「広報型プロモーション事業の実施」という。）」とは、内容的に無関係の文書である。民間事業者に分配する予定だった23億4106万5600円もの事業助成金を、基金管理団体自らに流れる「事務管理費」に流用する区分変更において、「別紙」には、その理由や広報型プロモーション事業の実施内容の説明等が記載されていると考えるのが極めて合理的である。

また、この区分変更は、事業者名と事業内容の公表を義務づけている「事業助成金」から、開示義務のない「事務管理費」に変更されたという意味からも、区分変更の理由や説明は税金の透明性の担保において極めて重要な文書といえる。よって、何ら内容を説明する公文書もなく、23億4000万円以上もの税金が流用されることも考えにくく、よって、審査請求人が主張する流用についての内容を記した「別紙」が存在しないと考えるのは考えられない。

本件対象文書には、当然あるはずであると考えられる広報型プロモーション事業の実施の内容と理由を説明する別紙が含まれていない。このことから、原処分は、処分庁の裁量で内容的に無関係の「別紙」と書かれた文書をもって、審査請求人が主張する別紙を含む行政文書全てを開示したとする原処分には、行政文書の隠蔽又は開示していない疑いがあるのは明らかである。よって、原処分は不当な処分であるといえる。

## (2) 意見書

### ア 処分庁の理由説明の合理性、整合性について

文書2とは、補助金適正化法に則り、コンテンツ海外展開等促進事業に係る23億4106万5600円の事業費を他の区分へ流用する際に、その承認の根拠となった変更内容が記載された変更後の事業計画書が含まれる公文書である。この流用額のうち20億1575万円は広報型プロモーション事業の実施への流用となっており、これは民間事業者への補助事業費を、それ以前に提出されていた事業計画書において何ら説明のされていない新規の基金管理人である特定法人が行う「管理事務の広報業務」へ流用するものとなっている。この変更の事実や提出された公文書の性質からも、変更申請における事業計画書において、20億1575万円の事業の概要等が記載された文書が存在すると考えるのが極めて合理的であるといえる。

処分庁が説明した13頁目の「別紙」であるが、その内容を見ると、

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金（以下「特定補助金」という。）の全体に係る審査委員会と有識者の選任について書かれており、補助金適正化法の流用変更申請に沿う広報型プロモーション事業の実施の内容に該当しないことは明白である。したがって、処分庁は内容的に全く無関係の文書をもって当該変更申請の事業計画書の全ての文書を特定し、開示したとする説明は極めて不合理なものであるといえ、20億円もの税金の流用変更に係る重要な文書を故意に隠蔽し、開示していないものといえる。よって、原処分は極めて不当な処分であり、審査請求人の主張が失当であることはない。

#### イ 処分庁の文書隠蔽の動機及び当該補助金の法令違反の運用と支払について

また、処分庁は審査請求を受け、改めて、特定補助金の担当部署の書庫、共有ドライブ等の探索を行い、他の対象公文書は見つからなかったとするが、特定補助金の特定法人への支払には法令違反が見られるため、これを行った処分庁には、文書隠蔽又は破棄などの動機があり、この処分庁の説明をもって原処分の正当性を主張することに合理性がないことも明らかである。

まず、文書2によって区分変更された広報型プロモーション事業の実施であるが、15頁目の新旧対象表にあるとおり「広報費」に区分されている。しかし、特定法人から経済産業省に提出された支払請求をみると、特定法人は事業終了直前の2015年11月に1億9864万円、同年12月には4億415万円を補助金適正化法で認められていない変更申請が提出されていない区分外の「運営費」で支払請求を行い、経済産業省の決裁文書においても「内容を精査した結果、申請のとおり承認して差し支えない」とし、これらの支払を行っている。こうした明確に法令に反する形の補助金を支給する不正行為が認められることから、処分庁にはその責任を免れたいために、特定補助金の重要な部分に係る文書を故意に特定せず、隠蔽、破棄、又は真実を説明しない動機が存在している。

さらに、処分庁が20億円の税金の流用を認めた広報型プロモーション事業の実施であるが、特定法人は、当該補助金事務局に社員を派遣していた特定会社らと当該「広報費」を使用した「一体化広報型プロモーション」として特定事業を実行した。特定事業は、特定補助金を使用されていた事実を公表しないで実施されていただけでなく、刊行物に「経済産業省支援事業」と事実と反する説明で実行されていた。さらに、特定事業は、5つの複合プロモーション事業であったが、その一部を実施したのみで、事業は中止になっている。これに関し、審査請求人が開示請求を行ったが、その時、処分庁は

特定事業に関する変更申請等の文書は存在していないとの決定を下している。また、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課特定職員Aは、審査請求人に対し、「特定事業の中止は、これ以上税金を使わないということであるから、それ自体に問題はない」と説明していた。しかし、特定補助金の会計文書によると今回流用が認められた広報型プロモーション事業の実施の20億円は使いきっていることになっている。こうした整合性のない説明や事業実体からも、処分庁にはその責任を免れたいがために、特定補助金の重要な部分に係る文書を故意に特定せず、隠蔽、破棄、又は真実を説明しない動機が存在している。

さらに、特定補助金の実施期間中の特定法人の事業報告書を見ると、20億円を使用した広報型プロモーション事業の実施は、途中で中止した特定事業以外に見当たらないことから、20億円の補助金そのものの使途が極めて不透明なものになっている。今回の文書がないという処分庁の結論であるならば、まるで変更申請に明確な事業計画や説明のいらぬ20億円の白紙小切手を出していたような税金運用が存在していたといえる。このような非民主的で不当な行政システムが存在すると考えることは合理的でないことから、審査請求人が主張するとおり、この変更に係る重要な文書が存在すると考えることが妥当である。

#### ウ 処分庁による不当な開示決定と隠蔽の前例について

処分庁は、特定補助金に関連する別途の情報公開請求において、情報を故意に特定しない不当な処分を行い、審査請求後に取り消し、再処分を行っていた。このことから今回も同じことを繰り返している可能性がある。

特定補助金が使用された特定事業の一つである特定イベントには、経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課特定職員Bが出張していたが、審査請求人の情報開示請求において、出張報告書などこれに係る一切の文書を特定しなかった。さらに、出張に同行した同課の特定職員Cは「出張は特定イベントだけではなかったので、開示請求にある出張文書は存在しない。」と説明していた。後の開示文書で当該出張は特定イベントのみであることが判明していることから、処分庁職員は不都合を隠蔽するために虚偽の説明を行い、存在する情報を故意に隠蔽しようとした事実があった。

このことから、特定補助金と本件対象文書に係る処分庁の説明の真実性には大きな疑いが存在する。

上記のとおり、原処分は直ちに取り消されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 事案の概要

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成29年8月25日付け20170626公開経第6号をもって、原処分を行った。

## 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書について、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、次のとおりである。

- (1) 文書1ないし文書3における法人又はその代表者の印影については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため不開示とした。
- (2) 文書1ないし文書3における職員の内線PHS番号については、職務で利用する目的で各職員に割り当てられたものであり、公にすることにより、当該職員に対して直接いやがらせ電話がされるおそれがある等、当該職員の事務の適切な遂行に支障が生じるおそれがあり、法5条6号に該当するため不開示とした。
- (3) 文書1及び文書2のうち、「特定補助金に係る基金事業計画書（以下「計画書」という。）」及び「特定補助金に係る基金事業計画変更承認申請書」における特定法人の管理体制図、補助金支払の手順、事務の実施体制及び事務費用の内訳については、当該法人が多大なコストをかけて取得した技術ノウハウを含むものであり、公にすることにより、競合他社等に容易に模倣され得る等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため不開示とした。
- (4) 文書1のうち、「監査報告書」における「監事」の氏名及び印影については、当該法人においては公にしている非公表の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため不開示とした。

## 3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、処分庁が、原処分において、本件対象文書のうち文書2に含まれているはずの「別紙」を開示していないことから、原処分を取り消し、改めて、特定法人から提出された特定補助金の基金事業計画、その変更申請、それらに対する経済産業省の承認に関する全ての文書を請求対象文書と特定し、開示することを求めているので、以下、原処分における「別紙」の開示の有無及び本件対象文書の特定の妥当性について具体的に検討する。

- (1) 「別紙」の開示の有無について

文書2の11枚目7行目の「④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施（別紙）」及び14枚目の新旧対照表中の「④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施（別紙）」が指す「別紙」は、いずれも13枚目の「（別紙）」であって、原処分において本件対象文書として特定し開示しているものであり、審査請求人の「別紙」が開示されていないとの主張は失当である。

(2) 本件対象文書の特定の妥当性について

経済産業省が保有する特定法人から提出された特定補助金の基金事業計画、その変更申請、それらに対する経済産業省の承認に関する文書は、文書1ないし文書3の3件の決裁文書が全てである。

本件審査請求を受けて、改めて、特定補助金の担当部署の書庫・共有ドライブ等の探索を行ったが、文書1ないし文書3の3件の決裁文書以外に本件開示請求の対象となる行政文書は見つからなかった。

したがって、本件開示請求に対して、本件対象文書を特定して行った原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月4日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年7月10日 審議
- ⑤ 同月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1ないし文書3の3文書である。

審査請求人は、文書2の11枚目及び14枚目に記載のある「別紙」に当たる文書が特定されていないとして、文書の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し一部開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書2は、特定法人から経済産業大臣に提出された、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」とい

う。) 7条1項1号及びコンテンツ海外展開等促進事業実施要領(以下「実施要領」という。)第3の1.(1)ただし書に基づく特定補助金の事業費の他の区分への流用に係る申請(以下「流用に係る申請」という。)の承認に関する決裁文書である。

イ 文書2の13枚目にある「別紙」は、上記アの各申請に添付された計画書である文書2の11枚目及び14枚目に記載がある「④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施(別紙)」にいう「(別紙)」に当たる。13枚目の「別紙」には、特定補助金事業の円滑な実施のために、当該事業の計画変更において新たに実施されることとなる「事業者と一体化した広報型プロモーション事業」の概要として、有識者を選任し、当該広報型プロモーション事業の具体的事例に助言を求めること等が記載されていることから明らかなように、11枚目及び14枚目に記載がある「④事業者と一体化した広報型プロモーション事業の実施」に対応した内容となっている。

実際、当該申請が承認された後、当該広報型プロモーション事業として4事業が実施されたが、いずれの事業についても、13枚目の「別紙」に記載されているとおり、有識者を選定し、当該有識者から助言を得つつ、実施された。

ウ 特定補助金の事業費の他の区分への流用の内容については、流用に係る申請の様式等は規定されていないが、本件においては、流用に係る申請の添付資料である計画書及び事務費用内訳において、流用の承認に必要な事項を確認した上で承認したものである。また、流用の申請に際して、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)及び実施要領に定められている事項以外についての記載、提出、報告等は必要とされておらず、経済産業省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は取得していない。

なお、審査請求人が存在するはずであると主張する広報型プロモーション事業の実施内容等の説明に関する文書については、事業計画の変更について規定する交付要綱5条3項において、提出が必要とされていないため、経済産業省において取得しておらず、保有していない。

エ 本件審査請求を受け、改めて、担当部署の書庫・共有ドライブ等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件開示請求の対象となる行政文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁から補助金適正化法、交付要綱及び実施要領の提示を受けて確認したところ、その内容は上記(1)アないしウの諮問庁の説明に反するものではないと認められる。これを踏まえて諮問庁から本件対象文書

の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は本件請求文書に該当すると認められる。

また、文書2の11枚目及び14枚目にいう「別紙」並びに13枚目の「(別紙)」の内容並びに有識者を選定し、当該有識者から助言を得つつ、当該広報型プロモーション事業が実施されたとする上記(1)イの諮問庁の説明に鑑みると、11枚目及び14枚目にいう「別紙」とは13枚目を指している旨の諮問庁の説明は首肯せざるを得ない。

以上を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明は否定し難く、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、経済産業省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久